

○野々市市制限付き一般競争入札実施要綱

平成12年10月25日野々市町告示第99号

改正

平成17年3月28日野々市町告示第32号

平成17年12月28日野々市町告示第111号

平成19年3月14日野々市町告示第7号

平成19年9月19日野々市町告示第90号

平成20年9月10日野々市町告示第119号

令和5年3月20日野々市市告示第33号

野々市市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、製造の請負、物品の購入等（以下「工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象とする工事等は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める金額以上のものとする。ただし、野々市市競争入札参加者選定委員会（野々市市競争入札参加者選定委員会設置要綱（平成17年野々市町告示第109号）に規定する野々市市競争入札参加者選定委員会をいう。以下「選定委員会」という。）が、工事等の性質又は目的により制限付き一般競争入札に付することが適当でないと認めたときは、これによらないことができる。

(1) 建設工事 設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）3,000万円

(2) 委託業務（野々市市低入札基準価格取扱要綱（平成20年野々市町告示第122号）第2条第2号に規定する建設コンサルタント等業務を除く。）、物品の購入、製造の請負及び賃貸借 設計額1,000万円

2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急の必要等により制限付き一般競争入札に付することが適当でないと認めたときは、これによらないことができる。

(入札参加資格)

第3条 市長は、対象工事等の内容に応じて、次に掲げる事項のうちから必要と認めるものを、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として、あらかじめ選定委員会の審議を経て定めるものとする。

- (1) 本支店又は営業所の所在に係る事項
 - (2) 野々市市指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年野々市町告示第108号）に規定する等級又は総合点数
 - (3) 経営事項審査の年間平均完成工事高
 - (4) 配置予定技術者に係る事項
 - (5) 対象工事等の実績に係る事項
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 令第167条の4の規定に該当する者及び入札の公告の日から入札の日までの間に市の指名停止措置を受けた者は、対象工事等の入札に参加できない。
（入札参加資格等の審議）
- 第4条 市長は、選定委員会に、次の各号の事項について審議を行わせる。
- (1) 入札参加資格確認申請書を提出した者の入札参加資格の有無及びその資格がないと決定された者からの説明請求に対する回答
 - (2) 特定建設工事共同企業体に発注することの適否
 - (3) その他必要と認められる事項
（事後審査型の入札の手続き）
- 第5条 事後審査型の入札（入札参加資格の有無の確認を入札後に行う制限付き一般競争入札をいう。）に参加しようとする者は、市長が定めた提出期限までに入札参加申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、入札参加申請受理通知により申請者に通知する。
- 3 市長は、入札を執行し、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（野々市市財務規則（昭和59年野々市町規則第1号）第120条第2項の規定により、低入札基準価格及び数値等により落札者を決定する場合は、低入札基準価格取扱要綱に基づき判定し、失格とならなかった者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札したものの。以下同じ。）を落札候補者として決定する。
- 4 前項の落札候補者は、速やかに入札参加資格確認申請書に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入札参加資格の有無及び落札者としての適否を決定し、その結果を落札候補者に通知する。
- 6 前項の場合において、落札者が決定しないときは、入札において落札候補者以外の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を新たな落札候補者として決定し、第4項に規定する申請書類の提出を求め、その内容を審査し、入札参加資格の有無及び落札者としての適否を決定し、

その結果を当該新たな落札候補者に通知する。

7 前項の規定は、落札者が決定するまで順次適用する。

(事前審査型の入札の手続き)

第6条 事前審査型の入札(入札参加資格の有無の確認を入札前に行う制限付き一般競争入札をいう。)に参加しようとする者は、市長が定めた提出期限までに、入札参加資格確認申請書に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入札参加資格の有無を決定し、その結果を申請者に通知する。

3 市長は、入札を執行し、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

(無資格者に対する理由説明)

第7条 第5条第5項若しくは第6項又は前条第2項の規定により、入札参加資格がないと決定された者は、第5条第5項若しくは第6項又は前条第2項の規定による通知があった日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に決定理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、書面をもって回答する。

(設計図書の見学、貸出及び質問)

第8条 市長は、入札の公告の日から開札の日の前日までの間、対象工事等の単価抜設計書及び関係資料(以下「設計図書等」という。)を見学に供する。

2 設計図書等の見学は、インターネットにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、設計図書等をインターネットに掲示できない場合は、所定の見学場所において見学に供するものとし、書面による申請があった場合は、貸し出す。

3 設計図書等に関する質問(簡易なものを除く。)は、書面により行わなければならない。この場合において、質問できる日の末日は、別に定める。

4 前項の質問に対する回答は、書面により質問者に通知し、その写しを見学に供する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 野々市町制限付き一般競争入札試行要綱（平成10年野々市町告示第42号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月28日野々市町告示第32号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月28日野々市町告示第111号）

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日野々市町告示第7号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（野々市町公募型指名競争入札実施要綱の廃止）

2 野々市町公募型指名競争入札実施要綱（平成12年野々市町告示第98号）は、廃止する。

附 則（平成19年9月19日野々市町告示第90号）

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成20年9月10日野々市町告示第119号）

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

附 則（令和5年3月20日野々市市告示第33号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。